



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次 規則

▽神戸市立公会堂条例施行規則等の一部を改正する規則 [行財政局区役所課] 5725

訓令

▽公文書管理規程等の一部を改正する訓令 [行財政局区役所課] 5770

告示

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（桜が丘自治会） [企画調整局つなぐラボ] 5782

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（上津橋自治会） [企画調整局つなぐラボ] 5782

▽個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人の告示事項の一部変更（社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団） [行財政局税務部市民税課] 5783

▽森林法による神戸市森林整備計画案の縦覧 [経済観光局農政計画課] 5783

▽道路法による歩行者利便増進道路の指定（市道 若菜神戸駅線） [建設局道路管理課] 5784

▽道路法による利便増進誘導区域の指定（市道 若菜神戸駅線） [建設局道路管理課] 5785

▽令和4年 第1回定例会市会の招集 [行財政局財務課] 5785

▽指定納付受託者の指定（アマノマネジメントサービス株式会社） [建設局公園部管理課] 5785

▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局中部建設事務所] 5786

▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局西部建設事務所] 5789

▽介護保険法による指定居宅サービス等事業者の指定 [福祉局監査指導部] 5791

▽介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定 [福祉局監査指導部] 5792

▽介護保険法による指定地域密着型サービス事業者等の指定 [福祉局監査指導部] 5793

▽介護保険法による指定居宅サービス等事業者の廃止 [福祉局監査指導部] 5794

▽介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止 [福祉局監査指導部] 5795

▽介護保険法による指定地域密着型サービス事業者等の廃止 [福祉局監査指導部] 5796

▽生活保護法等による医療機関の指定 [福祉局保護課] 5797

▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 5798

▽生活保護法等による施術者の指定 [福祉局保護課] 5799

▽生活保護法等による指定施術者の事業の廃止 [福祉局保護課] 5800

▽生活保護法等による指定介護機関の名称の変更 [福祉局保護課] 5800

▽指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について（昭和39年3月告示第137号）の一部改正 [会計室会計課] 5801

▽地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する出納取扱金融機関等について（昭和39年3月告示第138号）の一部改正 [会計室会計課] 5801

▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局東部建設事務所] 5801

▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 有野町合併第52号線他） [建設局道路管理課] 5803

▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 今津第4号線） [建設局道路管理課] 5804

公 告

▽建築基準法第86条の5第4項の規定による認定の取消し [建築住宅局建築指導部建築安全課] 5805

▽建築基準法第86条第2項の規定による一団地の区域の認定 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 5805

▽神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧 [都市局景観政策課] 5805

- ▽建築協定書の公開による意見の聴取（神戸北町日の峰3丁目地区建築協定）
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 5806
- ▽しあわせの森有料公園施設（プール、トレーニング室、スタジオ、体育館、温泉、集会室、工芸室、宿泊室）の供用日の変更
[建設局公園部管理課] 5807
- ▽有料公園（布引公園）供用日の変更
[建設局公園部管理課] 5807
- ▽開発行為に関する工事の完了（垂水区高丸8丁目）
[都市局指導課] 5807
- ▽都市公園の設置（岸ノ下公園）
[建設局公園部管理課] 5808

区 役 所

- ▽区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令
[行財政局区役所課] 5809

水 道 局

- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（須磨（緑が丘）配水管取替工事）
[水道局配水課] 5815
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（箕谷ポンプ場ポンプ井入水弁制御盤他更新工事）
[水道局施設課] 5817

選挙管理委員会

- ▽神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程
[選挙管理委員会事務局] 5821

規 則

神戸市立公会堂条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月10日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第43号

神戸市立公会堂条例施行規則等の一部を改正する規則

(公会堂条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市立公会堂条例施行規則(昭和34年3月規則第84号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>神戸市立御影公会堂条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>神戸市立御影公会堂条例</u>(昭和34年3月条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第2条 条例<u>第4条</u>の規定により<u>神戸市立御影公会堂</u>(以下「公会堂」という。)の施設(条例<u>第3条第4号</u></p>	<p><u>神戸市立公会堂条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>神戸市立公会堂条例</u>(昭和34年3月条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第2条 条例<u>第3条</u>の規定により<u>神戸市立公会堂</u>(以下「公会堂」という。)の施設(条例<u>第2条第5号</u>及び第6</p>

及び第5号に掲げる施設を除く。)又はその附属設備若しくは備品(以下「施設等」という。)の使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、様式第1号による神戸市立御影公会堂使用許可申請書を東灘区長(以下単に「区長」という。)に提出しなければならない。

2 [略]

(使用許可書の交付)

第4条 区長は、使用許可をしたときは、様式第2号による神戸市立御影公会堂使用許可書を申請者に交付する。

(行為の禁止)

第5条 条例第9条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(附属設備又は備品の使用料)

第6条 条例第10条第3項に規定する規則で定める額は、別表に定める額

号に掲げる施設を除く。)又はその附属設備若しくは備品(以下「施設等」という。)の使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、様式第1号による神戸市立公会堂使用許可申請書を当該公会堂の所在地の区長(以下単に「区長」という。)に提出しなければならない。

2 [略]

(使用許可書の交付)

第4条 区長は、使用許可をしたときは、様式第2号による神戸市立公会堂使用許可書を申請者に交付する。

(行為の禁止)

第5条 条例第8条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)～(7) [略]

(8) 神戸市立西公会堂にあつては、区役所の執務の妨げになる行為(使用者が必要な措置を講じた場合を除く。)

(9) [略]

(附属設備又は備品の使用料)

第6条 条例第9条第3項に規定する規則で定める額は、別表に定める額

とする。

(使用料の後納)

第7条 条例第10条第4項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1)、(2) [略]

(使用料の減免)

第8条 条例第11条の規定により使用料を減免することができるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。

(1)～(3) [略]

(使用料の返還)

第9条 条例第12条ただし書の規定により使用料を返還することができるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1)～(4) [略]

2 条例第12条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、様式第3号による神戸市立御影公会堂使用料返還申請書に第4条の神戸市立御影公会堂使用許可書を添えて、区長に提出しなければならない。

とする。

(使用料の後納)

第7条 条例第9条第4項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1)、(2) [略]

(使用料の減免)

第8条 条例第10条の規定により使用料を減免することができるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。

(1)～(3) [略]

(使用料の返還)

第9条 条例第11条ただし書の規定により使用料を返還することができるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1)～(4) [略]

2 条例第11条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、様式第3号による神戸市立公会堂使用料返還申請書に第4条の神戸市立公会堂使用許可書を添えて、区長に提出しなければならない。

(休館日)

第14条 公会堂の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) [略]
- (2) 火曜日
- (3) [略]

2 [略]

(指定管理者に業務を行わせている場合の読替え)

第15条 条例第17条第1項の規定に基づき指定管理者に同項の業務を行わせている場合における第2条から第5条まで、第7条から第11条まで、第13条及び前条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条 第1項	様式第1号による神戸市立御影公会堂使用許可申請書	条例第17条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)の定める様式による申請書

(休館日)

第14条 公会堂の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) [略]
- (2) 火曜日 (御影公会堂に限る。)
- (3) [略]

2 [略]

(指定管理者に業務を行わせている場合の読替え)

第15条 条例第16条第1項の規定に基づき指定管理者に同項の業務を行わせている場合における第2条から第5条まで、第7条から第11条まで、第13条及び前条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条 第1項	様式第1号による神戸市立公会堂使用許可申請書	条例第16条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)の定める様式による申請書

	東灘区長（以下単に「区長」という。）	指定管理者
[略]	[略]	[略]
第4条	[略]	[略]
	様式第2号による神戸市立御影公会堂使用許可書	[略]
第5条	[略]	[略]
第8号、第7条第2号及び第8条第3号		
[略]	[略]	[略]
第9条第2項	様式第3号による神戸市立御影公会堂使用料返還申請書	[略]
	第4条の神戸市立御影公会堂使用許可書	[略]

	当該公会堂の所在地の区長（以下単に「区長」という。）	指定管理者
[略]	[略]	[略]
第4条	[略]	[略]
	様式第2号による神戸市立公会堂使用許可書	[略]
第5条	[略]	[略]
第9号、第7条第2号及び第8条第3号		
[略]	[略]	[略]
第9条第2項	様式第3号による神戸市立公会堂使用料返還申請書	[略]
	第4条の神戸市立公会堂使用許可書	[略]

	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

別表（第6条関係）

附属設備又は備品	使用料
拡声装置	一式1回につき 700円
舞台照明設備	一式1回につき 400円
グランドピアノ	1台1回につき 1,500円
プロジェクター	1台1回につき 1,000円
スクリーン	1台1回につき 1,000円

	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

別表（第6条関係）

公会堂	附属設備又は備品	使用料
御影公会堂	拡声装置	一式1回につき 700円
	舞台照明設備	一式1回につき 400円
	グランドピアノ	1台1回につき 1,500円
	プロジェクター	1台1回につき 1,000円
	スクリーン	1台1回につき 1,000円
西公会堂	拡声装置	一式1回につき 500円
	スポットライト	1台1回につき 500円
	グランドピアノ	1台1回につき 1,500円

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

神戸市立御影公会堂使用許可申請書

年 月 日

神戸市東灘区長 宛

申請者 住所（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日

連絡者名

生年月日 年 月 日

電話（ ）

神戸市立御影公会堂条例第4条の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用目的：		使用施設名：		
使用日時：		営利の目的：	入場予定人数：	入場料の徴収：
年 月 日	時間	有・無	名	有・無
年 月 日	①午前 ②午後 ③夜間 ④終日	附属設備又は備品：		
年 月 日	①午前 ②午後 ③夜間 ④終日	種 類	使用の有無	
年 月 日	①午前 ②午後 ③夜間 ④終日	拡声装置	有・無	
年 月 日	①午前 ②午後 ③夜間 ④終日	ピアノ	有・無	
年 月 日	①午前 ②午後 ③夜間 ④終日	舞台照明設備	有・無	
備考 時間の欄の区分は、次のとおりです。		設備等の工作又は器具の使用：		処理欄
①午前 午前9時から正午まで		許可又は承認を求める工作又は器具		使用の可否
②午後 午後1時から午後4時30分まで				可・否
③夜間 午後5時から午後9時まで				可・否
④終日 午前9時から午後9時まで				可・否

備考 上記の太枠内の部分についてご記入ください。

処理欄								
使用許可・調定決議			使用料内訳	使用施設、附属設備及び備品	区分	使用料	備考	
						円		
	納付書番号						円	
	変更許可決議						円	
				取納		合計金額		
	決議 年 月 日			年 月 日		円		
変更金額 円		備考		許可番号				
理由								

様式第2号（第4条関係）

神戸市立御影公会堂使用許可書

年 月 日

住所（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）
 〒
 氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）
 様 生年月日 年 月 日
 連絡者名
 様 生年月日 年 月 日
 電話（ ）

神戸市東灘区長

次のとおり神戸市立御影公会堂条例第4条の許可をします。

使用目的：		使用施設名：		
使用日時：		営利の目的：	入場予定人数：	入場料の徴収：
年月日	時間	有・無	名	有・無
年 月 日	①午前 ②午後 ③夜間 ④終日	附属設備又は備品：		
年 月 日	①午前 ②午後 ③夜間 ④終日	種 類	使用の有無	
年 月 日	①午前 ②午後 ③夜間 ④終日	拡声装置	有・無	
年 月 日	①午前 ②午後 ③夜間 ④終日	ピアノ	有・無	
年 月 日	①午前 ②午後 ③夜間 ④終日	舞台照明設備	有・無	
備考 時間の欄の区分は、次のとおりです。		設備等の工作又は器具の使用：		
①午前 午前9時から正午まで		申請に係る工作又は器具		使用の可否
②午後 午後1時から午後4時30分まで				可・否
③夜間 午後5時から午後9時まで				可・否
④終日 午前9時から午後9時まで				可・否

備考 暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとります。
 また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがあります。

神戸市立御影公会堂使用料納入通知書兼領収書

右の金額を納期限までに納めてください。 年 月 日 神戸市東灘区長 <input checked="" type="checkbox"/> 納付書番号 右の金額を領収しました。 年 月 日 神戸市東灘区出納員 <input checked="" type="checkbox"/>	使用料内訳	使用施設、附属設備及び備品	区分	使用料	備考
				円	
				円	
				円	
		納期限	年 月 日	合計金額	
年度	0403 公会堂使用料			円	
納付場所	東灘区まちづくり課	備考		許可番号	

様式第3号（第9条関係）

神戸市立御影公会堂使用料返還申請書					
					年 月 日
神戸市東灘区長 宛					
住 所					
氏名又は名称					
代表者氏名					
連絡者名					
電話 ()					
神戸市立御影公会堂条例第12条ただし書の規定に基づき、使用料の返還を申請します。					
使用許可 の内容	使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで			
	使用施設名				
	使用の目的				
	使用許可を受けた日	年 月 日	許可番号	第 号	
	使用料納入日	年 月 日	使用料額	円	
返還申請 の理由	支払については、次の口座に振込をお願いします。				
	振込先	銀行金庫	口座番号		
		支店	口座名義		
		1 普通・2 当座			
使用料返還決議					
決議年月日 年 月 日			支出先		
			年度	支出方法 1 一般支払	
返還金額		円	東灘区まちづくり課	支出科目 0403 公会堂使用料	
内 訳	既納使用料	円	支払の根拠 別添使用許可書及び納付書の写しのとおり		
	返還金額	円	備考		
	差引使用料	円			

(会計規則の一部改正)

第2条 神戸市会計規則(昭和39年3月規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義等)	(定義等)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 支出担当者及び前渡金管理者は、使用する印鑑をあらかじめ所管会計管理者等(当該事務を所管する会計管理者、区会計管理者、北神特別出納員及び <u>北須磨支所特別出納員</u> をいう。以下同じ。)に届け出なければならない。	2 支出担当者及び前渡金管理者は、使用する印鑑をあらかじめ所管会計管理者等(当該事務を所管する会計管理者、区会計管理者、北神特別出納員、 <u>支所特別出納員及び西神中央出張所特別出納員</u> をいう。以下同じ。)に届け出なければならない。
3、4 [略]	3、4 [略]
(出納員その他の会計職員)	(出納員その他の会計職員)
第3条 会計管理者又は区会計管理者の事務を補助させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」とい	第3条 会計管理者又は区会計管理者の事務を補助させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」とい

う。)第174条の44第1項の規定に基づき、出納員、審査出納員、審査出納補助職員、区出納員、分任出納員、区分任出納員、北神特別出納員、北須磨支所特別出納員及び会計室、区役所総務部まちづくり課、北神区役所市民課又は須磨区役所北須磨支所（以下「北須磨支所」という。）に属する職員（第83条において「出納員等」という。）を置く。

2～6 [略]

7 北須磨支所特別出納員は、北須磨支所の総務担当課の課長をもって充て、区会計管理者の命を受けて当該支所における出納事務をつかさどる。

8 会計室、区役所総務部まちづくり課、北神区役所市民課又は北須磨支所に所属する職員は、会計管理者、区会計管理者、北神特別出納員若しくは北須磨支所特別出納員又は上司

う。)第174条の44第1項の規定に基づき、出納員、審査出納員、審査出納補助職員、区出納員、分任出納員、区分任出納員、北神特別出納員、支所特別出納員、西神中央出張所特別出納員及び会計室、区役所総務部まちづくり課、北神区役所市民課、区役所支所（以下「支所」という。）又は西区役所西神中央出張所（以下「西神中央出張所」という。）に属する職員（第83条において「出納員等」という。）を置く。

2～6 [略]

7 支所特別出納員は、支所の総務担当課の課長をもって充て、区会計管理者の命を受けて当該支所における出納事務をつかさどる。

8 西神中央出張所特別出納員は、西神中央出張所の副所長をもって充て、区会計管理者の命を受けて西神中央出張所における出納事務をつかさどる。

9 会計室、区役所総務部まちづくり課、北神区役所市民課、支所又は西神中央出張所に所属する職員は、会計管理者、区会計管理者、北神特別出納員、支所特別出納員若しくは西

の命を受けて所管の会計事務をつかさどる。

9 [略]

10 区会計管理者等（区会計管理者、区役所総務部まちづくり課会計担当係長、北神特別出納員又は北須磨支所特別出納員をいう。以下同じ。）に事故がある場合又は区会計管理者等が欠けた場合において必要があるときは、あらかじめ区会計管理者が定める者がその事務を代理することができる。

（歳出予算の配当等）

第19条 [略]

2 [略]

3 部局の長は、第1項の規定による配当予算の範囲内で、別表第1に定める区会計管理者、北神特別出納員及び北須磨支所特別出納員所管の事務所、事業所等の歳出予算を、それぞれの長に配分する。

4 区長は、前項の規定による配分予算の範囲内で、北須磨支所の歳出予算をその長に再配分する。

5～8 [略]

神中央出張所特別出納員又は上司の命を受けて所管の会計事務をつかさどる。

10 [略]

11 区会計管理者等（区会計管理者、区役所総務部まちづくり課会計担当係長、北神特別出納員、支所特別出納員又は西神中央出張所特別出納員をいう。以下同じ。）に事故がある場合又は区会計管理者等が欠けた場合において必要があるときは、あらかじめ区会計管理者が定める者がその事務を代理することができる。

（歳出予算の配当等）

第19条 [略]

2 [略]

3 部局の長は、第1項の規定による配当予算の範囲内で、別表第1に定める区会計管理者、北神特別出納員、支所特別出納員及び西神中央出張所特別出納員所管の事務所、事業所等の歳出予算を、それぞれの長に配分する。

4 区長は、前項の規定による配分予算の範囲内で、支所及び西神中央出張所の歳出予算をその長に再配分する。

5～8 [略]

第32条 [略]

2 指定金融機関等の店舗が近隣にない等特別の理由が認められる場合における出納員等の設置箇所については、あらかじめ会計管理者（区出納員にあつては、当該区出納員を所管する区会計管理者、北神特別出納員又は北須磨支所特別出納員を経由して会計管理者）の同意を得て数日分の収納金をとりまとめて払い込みすることができる。

3 [略]

（決算）

第64条 [略]

2 [略]

3 区会計管理者、北神特別出納員又は北須磨支所特別出納員は、前項の規定による報告を受けたときは、会計管理者に報告しなければならない。

（歳入歳出外現金の収支計算）

第70条 [略]

2 [略]

3 区会計管理者、北神特別出納員又は北須磨支所特別出納員は、前項の規定による報告を受けたときは、会計管理者に報告しなければならない。

第32条 [略]

2 指定金融機関等の店舗が近隣にない等特別の理由が認められる場合における出納員等の設置箇所については、あらかじめ会計管理者（区出納員にあつては、当該区出納員を所管する区会計管理者、北神特別出納員、支所特別出納員又は西神中央出張所特別出納員を経由して会計管理者）の同意を得て数日分の収納金をとりまとめて払い込みすることができる。

3 [略]

（決算）

第64条 [略]

2 [略]

3 区会計管理者、北神特別出納員、支所特別出納員又は西神中央出張所特別出納員は、前項の規定による報告を受けたときは、会計管理者に報告しなければならない。

（歳入歳出外現金の収支計算）

第70条 [略]

2 [略]

3 区会計管理者、北神特別出納員、支所特別出納員又は西神中央出張所特別出納員は、前項の規定による報告を受けたときは、会計管理者に報

い。

(指定金融機関等の派出所)

第78条 指定金融機関の派出所は、次に掲げる場所に設置する。

(1)～(3) [略]

(4) [略]

2 [略]

(賠償責任を負う職員の指定)

第83条の2 地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

(1)、(2) [略]

(3) 地方自治法第232条の4第2項の確認 次に掲げる職員

ア、イ [略]

ウ 第3条第10項の規定により区会計管理者、北神特別出納員又は北須磨支所特別出納員の事務を代理している場合における当該代理を行っている職員

(4) 支出又は支払 次に掲げる職員
ア、イ [略]

告しなければならない。

(指定金融機関等の派出所)

第78条 指定金融機関の派出所は、次に掲げる場所に設置する。

(1)～(3) [略]

(4) 西神中央出張所

(5) [略]

2 [略]

(賠償責任を負う職員の指定)

第83条の2 地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

(1)、(2) [略]

(3) 地方自治法第232条の4第2項の確認 次に掲げる職員

ア、イ [略]

ウ 第3条第11項の規定により区会計管理者、北神特別出納員、支所特別出納員又は西神中央出張所特別出納員の事務を代理している場合における当該代理を行っている職員

(4) 支出又は支払 次に掲げる職員
ア、イ [略]

ウ 第3条第10項の規定により区
会計管理者、北神特別出納員又
は北須磨支所特別出納員の事務
を代理する職員

エ [略]

(5) [略]

(帳簿)

第84条 会計管理者、区会計管理者、
北神特別出納員、北須磨支所特別出
納員、歳入徴収者、支出担当者及び
前渡金管理者が備えなければならない
帳簿は、別表第5のとおりとする。
ただし、部局の長が支障がないと認
めるときは、省略することができる。

(収支月計明細表)

第85条 [略]

2 [略]

3 区会計管理者、北神特別出納員又
は北須磨支所特別出納員は、前項の
規定による報告を受けたときは、会
計管理者に報告しなければならない
い。

別表第1 (第2条、第3条、第19条関
係)

(1) [略]

ウ 第3条第11項の規定により区
会計管理者、北神特別出納員、支
所特別出納員又は西神中央出張所特別出納員の事務を代理す
る職員

エ [略]

(5) [略]

(帳簿)

第84条 会計管理者、区会計管理者、
北神特別出納員、支所特別出納員、
西神中央出張所特別出納員、歳入徴
収者、支出担当者及び前渡金管理者
が備えなければならない帳簿は、別
表第5のとおりとする。ただし、部
局の長が支障がないと認めるとき
は、省略することができる。

(収支月計明細表)

第85条 [略]

2 [略]

3 区会計管理者、北神特別出納員、支
所特別出納員又は西神中央出張所
特別出納員は、前項の規定による報
告を受けたときは、会計管理者に報
告しなければならない。

別表第1 (第2条、第3条、第19条関
係)

(1) [略]

(2) 区会計管理者の所管に係るもの

組織	歳入 徴収 者	支出 担当 者	前渡 金管 理者	審査 出納 員
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
区役所（総務部まちづくり課並びに北神区役所及び北須磨支所を除く。）	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立の高等学校（北須磨支所の所管区域内のものを除く。）	[略]	[略]	[略]	[略]

(3) [略]

(4) 北須磨支所特別出納員の所管に係るもの

組織	歳入 徴収	支出 担当	前渡 金管	審査 出納

(2) 区会計管理者の所管に係るもの

組織	歳入 徴収 者	支出 担当 者	前渡 金管 理者	審査 出納 員
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
区役所（総務部まちづくり課並びに北神区役所、 <u>区役所支所及び西神中央出張所</u> を除く。）	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立の高等学校（ <u>支所</u> の所管区域内のものを除く。）	[略]	[略]	[略]	[略]

(3) [略]

(4) 支所特別出納員の所管に係るもの

組織	歳入 徴収	支出 担当	前渡 金管	審査 出納

	者	者	理者	員
北須磨支所	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立の高等学校（北須磨支所の所管区域内のものに限る。）	[略]	[略]	[略]	[略]

	者	者	理者	員
支所	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立の高等学校（支所の所管区域内のものに限る。）	[略]	[略]	[略]	[略]

(5) 西神中央出張所特別出納員の所

管に係るもの

組織	歳入徴収者	支出担当者	前渡金管理者	審査出納員
西神中央出張所	所長	所長	所長	所長

別表第2（第3条関係）

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	出納員	分任出納員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
須磨区役所北須磨支所市民課	[略]	[略]	[略]

別表第2（第3条関係）

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	出納員	分任出納員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
須磨区役所北須磨支所市民課	[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

(2) 区会計管理者の所管に係るもの

組織	区出納員	区分任出納員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
区役所総務部 まちづくり課 (北区役所総務部まちづくり課山田出張所並びに西区役所総務部まちづくり課伊	[略]		

西区役所総務部西神中央出張所	副所長及び担当係長	事務担当者	市税収納及び国民健康保険料の収納に限る。金銭登録機による収納は、出納員に限る。
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

(2) 区会計管理者の所管に係るもの

組織	区出納員	区分任出納員	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
区役所総務部 まちづくり課 (北区役所総務部まちづくり課山田出張所並びに西区役所総務部まちづくり課伊	[略]		

川谷出張所、 櫛谷出張所、 押部谷出張 所、平野出張 所、神出出張 所及び岩岡出 張所を除く。)			
西区役所玉津 支所	副所 長又 は担 当係 長	事務 担当 者	
[略]	[略]	[略]	[略]
西区役所総務 部まちづくり 課伊川谷出張 所、櫛谷出張 所、押部谷出 張所、平野出 張所、神出出 張所及び岩岡 出張所	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立の高 等学校（北須 磨支所）の所管 区域内のもの を除く。）	[略]		

川谷出張所、 押部谷出張 所、神出出張 所及び岩岡出 張所を除く。)			
[略]	[略]	[略]	[略]
西区役所総務 部まちづくり 課伊川谷出張 所、押部谷出 張所、神出出 張所及び岩岡 出張所	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立の高 等学校（支所 の所管区域内 のものを除 く。)	[略]		

(注) [略]

(3) [略]

(4) 北須磨支所特別出納員の所管に係るもの

[略]

(注) [略]

(3) [略]

(4) 支所特別出納員の所管に係るもの

[略]

(5) 西神中央出張所特別出納員の所管に係るもの

組織	区出納員	区分出納員	備考
西区役所総務部西神中央出張所	副所長及び担当係長	事務担当者	金銭登録機による収納は、出納員に限る。
西区役所総務部まちづくり課櫛谷出張所及び平野出張所	西神中央出張所副所長及び担当係長	事務担当者	収納は、金銭登録機による。

別表第5 (第84条関係)

帳簿	様式	会計	区会	歳入	支出	前渡
----	----	----	----	----	----	----

別表第5 (第84条関係)

帳簿	様式	会計	区会	歳入	支出	前渡
----	----	----	----	----	----	----

の種類	管理者	計管 理者、 北神 特別 出納 員、 北須 磨支 所特 別出 納員	徴収 者	担当 者	金管 理者	の種類	管理者	計管 理者、 北神 特別 出納 員、 支所 特別 出納 員、 西神 中央 出張 所特 別出 納員	徴収 者	担当 者	金管 理者
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(物品会計規則の一部改正)

第3条 神戸市物品会計規則(昭和39年3月規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第1（第4条、第5条関係）					別表第1（第4条、第5条関係）				
(1) [略]					(1) [略]				
(2) 区会計管理者の所管に係るもの					(2) 区会計管理者の所管に係るもの				
物品 出納 員等、 物品 管理 者及 び物 品管 理員 を置 く場 所	物品 出納 員等 及び 物品 管理 員と なる べき 者	物品 管理 者と なる べき 者	そのほかに も物品出納 員等及び物 品管理員を 置かなけれ ばならない 場所	物品 出納 員等 及び 物品 管理 員と なる べき 者	物品 出納 員等、 物品 管理 者及 び物 品管 理員 を置 く場 所	物品 出納 員等 及び 物品 管理 員と なる べき 者	物品 管理 者と なる べき 者	そのほかに も物品出納 員等及び物 品管理員を 置かなけれ ばならない 場所	物品 出納 員等 及び 物品 管理 員と なる べき 者
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
区役 所総 務部 まち づく り課	[略]	[略]	北区役所総 務部まちづ くり課山田 出張所並び に西区役所 総務部まち づくり課伊 川谷出張 所、櫛谷出 張所、押部 谷出張所、	[略]	区役 所総 務部 まち づく り課	[略]	[略]	北区役所総 務部まちづ くり課山田 出張所並び に西区役所 総務部まち づくり課伊 川谷出張 所、押部谷 出張所、神 出出張所及	[略]

			平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所				び岩岡出張所	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
須磨区役所北須磨支所	[略]	[略]		[略]	区役所支所	[略]		[略]
西区役所玉津支所	[略]	[略]		[略]	西神中央出張所	[略]	西区役所総務部まちづくり課榎谷出張所及び平野出張所	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(注) [略]				(注) [略]				

(収入証紙条例施行規則の一部改正)

第4条 神戸市収入証紙条例施行規則(昭和39年3月規則第84号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料の種類)</p> <p>第2条 次に掲げる手数料の徴収については、収入証紙による収入の方法による。ただし、金銭登録機を置いて出納員が収納する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の規定（第2条第1号から第3号まで、第6号から第11号まで、第16号、第18号から第24号まで、第26号から第60号まで、第65号、第70号、第133号から第141号まで、第143号、第145号、第146号及び第151号、第3条並びに第4条から第4条の4までを除く。）による手数料。ただし、高等学校及び高等専門学校における修学、学業成績等に関する証明手数料、保健所における証明手数料（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に係るものを除く。）、中央卸売市場における証明手数料、農業振興センターにおける証明手数料、農業委員会における証明手数料、行財政局住民課及</p>	<p>(手数料の種類)</p> <p>第2条 次に掲げる手数料の徴収については、収入証紙による収入の方法による。ただし、金銭登録機を置いて出納員が収納する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の規定（第2条第1号から第3号まで、第6号から第11号まで、第16号、第18号から第24号まで、第26号から第60号まで、第65号、第70号、第133号から第141号まで、第143号、第145号、第146号及び第151号、第3条並びに第4条から第4条の4までを除く。）による手数料。ただし、高等学校及び高等専門学校における修学、学業成績等に関する証明手数料、保健所における証明手数料（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に係るものを除く。）、中央卸売市場における証明手数料、農業振興センターにおける証明手数料、農業委員会における証明手数料、行財政局住民課及</p>

<p>び税務部における証明手数料並びに区役所総務部、北神区役所市民課及び<u>須磨区役所北須磨支所市民課</u>における証明手数料を除く。 (2)、(3) [略]</p>	<p>び税務部における証明手数料並びに区役所総務部、北神区役所市民課及び<u>区役所支所市民課</u>における証明手数料を除く。 (2)、(3) [略]</p>
---	--

(地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則の一部改正)

第5条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則（昭和39年10月規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(総括出納取扱金融機関の派出所等) 第55条 総括出納取扱金融機関の派出所は、次に掲げる場所に設置する。 (1)～(3) [略] <u>(4)</u> 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所 2 [略]</p>	<p>(総括出納取扱金融機関の派出所等) 第55条 総括出納取扱金融機関の派出所は、次に掲げる場所に設置する。 (1)～(3) [略] <u>(4)</u> <u>西区役所西神中央出張所</u> <u>(5)</u> 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所 2 [略]</p>

(印鑑条例施行規則の一部改正)

第6条 神戸市印鑑条例施行規則（昭和47年10月規則第57号）の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（申請又は届出の提出先） 第2条 [略] (1)、(2) [略] (3) 西区 西区役所又は <u>西区役所玉津支所</u>	（申請又は届出の提出先） 第2条 [略] (1)、(2) [略] (3) 西区 西区役所又は <u>西区役所西神中央出張所</u>

（公印規則の一部改正）

第7条 神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第2（第3条、第10条関係）	別表第2（第3条、第10条関係）

様式	公印 の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
10	[略]	[略]	[略]	[略]	行財政局住民課、税務部税務課、市民税課、固定資産税課及び収税課、北区役所総務部まちづくり課、北神区役所市民課、垂水区役所総務部市民

様式	公印 の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
10	[略]	[略]	[略]	[略]	行財政局住民課、税務部税務課、市民税課、固定資産税課及び収税課、北区役所総務部まちづくり課、北神区役所市民課、垂水区役所総務部市民

					課及び 西区役 所総務 部まち づくり 課並び に須磨 区役所 北須磨 支所市 民課及 び <u>西区</u> 役所玉 津支所					課及び 西区役 所総務 部まち づくり 課並び に須磨 区役所 北須磨 支所市 民課及 び <u>西区</u> 役所総 務部西 神中央 出張所	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
38の 2	[略]	[略]	[略]	区役 所及び <u>区役所</u> 支所に おいて 行う次 に掲げ る事務 (1)、 (2) [略]	各区役 所（北 神区役 所を除 く。） 総務部 市民 課、北 神区役 所市民 課、須	38の 2	[略]	[略]	[略]	区役 所、 <u>区</u> 役所支 所及び <u>西区役</u> 所西神 中央出 張所に おいて 行う次 に掲げ	各区役 所（北 神区役 所を除 く。） 総務部 市民 課、北 神区役 所市民 課、須

					磨区役所北須磨支所市民課及び西區役所玉津支所
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

				る事務(1)、(2) [略]	磨区役所北須磨支所市民課及び西區役所総務部西神中央出張所
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第3 (第4条、第10条関係)

様式	公印の名称	書体	寸法(ミリメートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
54	[略]	[略]	[略]	[略]	各区役所(北神區役所を除く。)総務部まちづくり課、北神區役所市民

別表第3 (第4条、第10条関係)

様式	公印の名称	書体	寸法(ミリメートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
54	[略]	[略]	[略]	[略]	各区役所(北神區役所を除く。)総務部まちづくり課、北神區役所市民

					課、須磨 区役所 北須磨 支所市 民課及 び西區 役所玉 津支所
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

					課、須磨 区役所 北須磨 支所市 民課及 び西區 役所総 務部西 神中央 出張所
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第4（第5条、第10条関係）

別表第4（第5条、第10条関係）

様式	公印 の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	管守主 管課
66	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
67				区役所 支所に おいて 行う66 の項各 号に掲 げる事 務	須磨区 役所北 須磨支 所市民 課及び 西區役 所玉津 支所

様式	公印 の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	管守主 管課
66	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
67				区役所 支所及 び西區 役所西 神中央 出張所 におい て行う 66の項 各号に	須磨区 役所北 須磨支 所市民 課及び 西區役 所総務 部西神 中央出 張所

				[略]	[略]				掲げる事務	
				[略]	[略]				[略]	[略]
68	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	68	[略]	[略]	[略]	[略]
				区役所支所において行う戸籍、印鑑登録証明、住民基本台帳、選挙（区選挙管理委員会	須磨区役所北須磨支所市民課及び西区役所玉津支所				区役所支所及び西区役所総務部西神中央出張所において行う戸籍、印鑑登録証明、住民基本台帳、選挙（区選挙管理委員会	須磨区役所北須磨支所市民課及び西区役所総務部西神中央出張所
				の所管に属するものを除く。）、主要食料の配給、諸証明及び就学に関する					の所管に属するものを除く。）、	

				北神 区役所 及び区 役所支 所にお いて行 う次に 掲げる 事務 (1) ～(9) [略]	北神 区役所 民課、 須磨区 役所北 須磨支 所市民 課及び 西区役 所玉津 支所
				[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				北神 区役 所、区 役所支 所及び 西区役 所総務 部西神 中央出 張所に おいて 行う次 に掲げ る事務 (1) ～(9) [略]	北神 区役所 民課、 須磨区 役所北 須磨支 所市民 課及び 西区役 所総務 部西神 中央出 張所に おいて 行う次 に掲げ る事務 (1) ～(9) [略]
				[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(消防団の組織等に関する規則の一部改正)

第8条 神戸市消防団の組織等に関する規則（昭和58年10月規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(団本部及び支団本部の位置)</p> <p>第4条 団本部は消防署に、支団本部は区役所出張所（有野支団本部にあつては北神区役所、玉津支団本部にあつては<u>西区役所玉津支所</u>）に置く。</p>	<p>(団本部及び支団本部の位置)</p> <p>第4条 団本部は消防署に、支団本部は区役所出張所（<u>西区役所西神中央出張所を除く。</u>有野支団本部にあつては北神区役所、玉津支団本部にあつては<u>西区役所総務部まちづくり課</u>）に置く。</p>

(暴力団の排除の推進に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例施行規則（平成28年6月規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(条例第7条に規定する規則で定める公の施設)</p> <p>第2条 条例第7条に規定する規則で定める地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設は、次に掲げる公の施設とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(条例第7条に規定する規則で定める公の施設)</p> <p>第2条 条例第7条に規定する規則で定める地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設は、次に掲げる公の施設とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

(4) 神戸市立御影公会堂条例（昭和34年3月条例第31号）第1条に規定する神戸市立御影公会堂

(5)～(44) [略]

(4) 神戸市立公会堂条例（昭和34年3月条例第31号）第1条に規定する神戸市立公会堂

(5)～(44) [略]

（事務分掌規則の一部改正）

第10条 神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66条）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（区役所総務部まちづくり課等）</p> <p>第140条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所総務部まちづくり課は、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 公会堂に関すること（東灘区役所に限る。）。</p> <p>(4)～(13) [略]</p> <p>2 北神区役所市民課は、次に掲げる事務を分掌する。</p>	<p>（区役所総務部まちづくり課等）</p> <p>第140条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所総務部まちづくり課は、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 公会堂に関すること（東灘区役所及び<u>西区役所</u>に限る。）。</p> <p>(4)～(13) [略]</p> <p>2 北神区役所市民課は、次に掲げる事務を分掌する。</p>

(1)～(3) [略]

(4) 選挙に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

(5)～(20) [略]

（須磨区役所北須磨支所の組織）

第147条 須磨区役所北須磨支所（以下「北須磨支所」という。）は、須磨区役所の所管とし、部相当の事務所とする。

2 北須磨支所の組織は、次のとおりとする。

[略]

（西区役所玉津支所）

第149条の2 西区役所玉津支所（以下「玉津支所」という。）は、西区役所の所管とし、課相当の事務所とする。

2 玉津支所の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 選挙に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑の登録及び個人番号カードに関する事。

(3) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関する事。

(4) 公的個人認証に係る電子証明書

(1)～(3) [略]

(4)～(19) [略]

（区役所支所の組織）

第147条 須磨区役所北須磨支所は、須磨区役所の所管とし、部相当の事務所とする。

2 須磨区役所北須磨支所の組織は、次のとおりとする。

[略]

の発行に関すること。

(5) 外国人住民に係る住居地の届出
に関すること。

(6) 特別永住者の手続きに関するこ
と。

(7) 就学に関すること。

(8) 国民健康保険に関すること。

(9) 国民年金、特別障害給付金及び
年金生活者支援給付金に関するこ
と。

(10) 医療費助成に関すること。

(11) 後期高齢者医療制度に関する
こと。

(12) 前各号に掲げるもののほか、保
健及び福祉に関すること（他の所
管に属するものを除く。）。

(13) 市税に関する証明書の作成及
び交付に関すること。

(14) 市税その他徴収金の収納に関
すること。

(15) まちづくりの推進及び調整に
関すること。

(区役所出張所)

第150条 西区役所西神中央出張所（以
下「西神中央出張所」という。）は、
西区役所総務部の所管とし、課相当
の事務所とする。

2 西神中央出張所の事務分掌は、次

のとおりとする。

(1) 民生委員の推薦に関すること。

(2) 選挙に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑の登録及び個人番号カードに関すること。

(4) 埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関すること。

(5) 公的個人認証に係る電子証明書の発行に関すること。

(6) 外国人住民に係る住居地の届出に関すること。

(7) 特別永住者の手続きに関すること。

(8) 就学に関すること。

(9) 高齢者の福祉及び介護保険に関すること。

(10) 国民健康保険に関すること。

(11) 国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること。

(12) 医療費助成に関すること。

(13) 後期高齢者医療制度に関すること。

(14) 前各号に掲げるもののほか、保健及び福祉に関すること（保健福祉サービス窓口に限る。）。

北区役所山田出張所（以下「山田出張所」という。）は、北区総務部まちづくり課の所管とし、北神区役所有馬出張所（以下「有馬出張所」という。）、北神区役所道場出張所（以下「道場出張所」という。）、北神区役所八多出張所（以下「八多出張所」という。）、北神区役所大沢出張所（以下「大沢出張所」という。）、北神区役所長尾出張所（以下「長尾出張所」という。）及び北神区役所淡河出張所（以下「淡河出張所」という。）は、北神区役所市民課の所管とし、西区役所伊川谷出張所（以下「伊川谷出張所」という。）、西区役所榎谷出張所（以下「榎谷出張所」という。）、西区役所押部谷出張所（以下「押部谷出張所」という。）、西区役所平野出張所（以下「平野出張所」という。）、西区役所神出出張所（以下「神出出張所」という。）及び西区役所岩岡出張所（以下「岩岡出張所」という。）は、西区役所総務部まちづくり課の所管とし、係相当の事務所とする。

(15) 市税に関する証明書の作成及び交付に関すること。

(16) 市税その他徴収金の収納に関すること。

3 北区役所山田出張所（以下「山田出張所」という。）は、北区総務部まちづくり課の所管とし、北神区役所有馬出張所（以下「有馬出張所」という。）、北神区役所道場出張所（以下「道場出張所」という。）、北神区役所八多出張所（以下「八多出張所」という。）、北神区役所大沢出張所（以下「大沢出張所」という。）、北神区役所長尾出張所（以下「長尾出張所」という。）及び北神区役所淡河出張所（以下「淡河出張所」という。）は、北神区役所市民課の所管とし、西区役所伊川谷出張所（以下「伊川谷出張所」という。）、西区役所榎谷出張所（以下「榎谷出張所」という。）、西区役所押部谷出張所（以下「押部谷出張所」という。）、西区役所平野出張所（以下「平野出張所」という。）、西区役所神出出張所（以下「神出出張所」という。）及び西区役所岩岡出張所（以下「岩岡出張所」という。）は、西区役所総務部まちづくり課の所管とし、係相当の事務所とする。

2 [略]

(危機管理監、広報官、局長等)

第217条 [略]

2～16 [略]

17 北須磨支所に所長を、玉津支所に所長及び副所長を、山田出張所、有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所、伊川谷出張所、櫛谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所に所長を置く。

18～21 [略]

第218条 市長は、特に必要があると認めるときは、次の各号に掲げる内部組織の区分に応じ、当該各号に定める補職名を置くことができる。

(1)～(4) [略]

(5) 北須磨支所 担当課長

(6) 玉津支所 担当係長

(7)～(22) [略]

2 [略]

(福祉事務所の職)

第219条 [略]

2～8 [略]

9 西福祉事務所健康福祉課の係長及び課の職員は、玉津支所の係長及び

4 [略]

(危機管理監、広報官、局長等)

第217条 [略]

2～16 [略]

17 区役所支所に所長を、西神中央出張所に所長及び副所長を、山田出張所、有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所、伊川谷出張所、櫛谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所に所長を置く。

18～21 [略]

第218条 市長は、特に必要があると認めるときは、次の各号に掲げる内部組織の区分に応じ、当該各号に定める補職名を置くことができる。

(1)～(4) [略]

(5) 区役所支所 担当課長

(6) 西神中央出張所 担当係長

(7)～(22) [略]

2 [略]

(福祉事務所の職)

第219条 [略]

2～8 [略]

課の職員（保健及び福祉に係る業務を担当するものに限る。）をもって充てる。

（職務）

第222条 [略]

2、3 [略]

4 係長及び担当係長（玉津支所の担当係長を除く。）は、上司の命を受け、所掌事務を主任し、所属職員又は所掌事務を担当する職員（担当係長にあっては、局長等、部長等、課長等、係長、担当係長、第3類の事業所の長その他これらに準ずる者を除く。）を指揮監督する。

5 山田出張所、有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所、伊川谷出張所、櫛谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所の所長並びに玉津支所の副所長は、上司の命を受け、所掌事務を主任し、所属職員を指揮監督する。

6 玉津支所の担当係長は、上司の命を受け、玉津支所の事務の一部を主任し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

7～23 [略]

（事務分担）

（職務）

第222条 [略]

2、3 [略]

4 係長及び担当係長（西神中央出張所の担当係長を除く。）は、上司の命を受け、所掌事務を主任し、所属職員又は所掌事務を担当する職員（担当係長にあっては、局長等、部長等、課長等、係長、担当係長、第3類の事業所の長その他これらに準ずる者を除く。）を指揮監督する。

5 山田出張所、有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所、伊川谷出張所、櫛谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所の所長並びに西神中央出張所の副所長は、上司の命を受け、所掌事務を主任し、所属職員を指揮監督する。

6 西神中央出張所の担当係長は、上司の命を受け、西神中央出張所の事務の一部を主任し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

7～23 [略]

（事務分担）

第226条 [略]

2～7 [略]

8 第217条及び第218条に規定する職員以外の職員（玉津支所に属する者に限る。）の担当事務は、所長が定める。

9、10 [略]

別表第1（第158条関係）

名称	所属	区分	主たる事務所	事業所の長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
西市 税の 窓口	[略]	[略]	神戸市西区	[略]
			糀台5丁目	
			4番地の1	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
西保 健セ ンタ ー	[略]	[略]	神戸市西区	[略]
			糀台5丁目	
			4番地の1	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第7（第220条関係）

保健所の職	区役所の職
[略]	[略]
保健センターの 担当係長	区役所保健福祉部 健康福祉課の担当 係長、北神区役所保

第226条 [略]

2～7 [略]

8 第217条及び第218条に規定する職員以外の職員（西神中央出張所に属する者に限る。）の担当事務は、所長が定める。

9、10 [略]

別表第1（第158条関係）

名称	所属	区分	主たる事務所	事業所の長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
西市 税の 窓口	[略]	[略]	神戸市西区	[略]
			玉津町小山	
			字川端180 番地の3	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
西保 健セ ンタ ー	[略]	[略]	神戸市西区	[略]
			玉津町小山	
			字川端180 番地の3	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第7（第220条関係）

保健所の職	区役所の職
[略]	[略]
保健センターの 担当係長	区役所保健福祉部 健康福祉課の担当 係長、北神区役所保

	健福祉課及びこども家庭支援課の担当係長、保健福祉部北須磨支所保健福祉課の担当係長並びに玉津支所の担当係長（保健及び福祉に係る業務を担当するものに限る。）
保健センターの職員	区役所保健福祉部健康福祉課及びこども家庭支援課の職員、北神区役所保健福祉課及びこども家庭支援課の職員、保健福祉部北須磨支所保健福祉課の職員並びに玉津支所の職員（保健及び福祉に係る業務を担当するものに限る。）

別表第9（第220条関係）

保健所の職	区役所の職
[略]	[略]
健康福祉課の担当係長	区役所保健福祉部健康福祉課の担当

	健福祉課及びこども家庭支援課の担当係長並びに保健福祉部北須磨支所保健福祉課の担当係長
保健センターの職員	区役所保健福祉部健康福祉課及びこども家庭支援課の職員、北神区役所保健福祉課及びこども家庭支援課の職員並びに保健福祉部北須磨支所保健福祉課の職員

別表第9（第220条関係）

保健所の職	区役所の職
[略]	[略]
健康福祉課の担当係長	区役所保健福祉部健康福祉課の担当

	係長及び玉津支所の担当係長（保健及び福祉に係る業務を担当するものに限る。）		係長
[略]	[略]	[略]	[略]
健康福祉課職員	区役所保健福祉部健康福祉課職員及び玉津支所職員（保健及び福祉に係る業務を担当するものに限る。）	健康福祉課職員	区役所保健福祉部健康福祉課職員
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和4年2月11日から施行する。ただし、第1条、第9条及び次項の規定は、同月14日から施行する。

（規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正）

- 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
規則名	条項又は 様式番号	規則名	条項又は 様式番号
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市都市公園条例施行 規則（昭和33年3月規則第 117号）	[略]	神戸市都市公園条例施行 規則（昭和33年3月規則第 117号）	[略]
[略]	[略]	神戸市立公会堂条例施行 規則（昭和34年3月規則第 84号）	様式第3
[略]	[略]	[略]	[略]

訓 令 甲

訓令甲第10号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

公文書管理規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年2月10日

神戸市長 久 元 喜 造

公文書管理規程等の一部を改正する訓令

(公文書管理規程の一部改正)

第1条 公文書管理規程(昭和35年4月訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
所管課	所管課長	所管課	所管課長
[略]	[略]	[略]	[略]
区役所支所の課	課長(須磨区役所北須磨支所に限る。)又は 所長(西区役所玉津支所に限	区役所支所の課	課長

	る。)		
[略]	[略]	[略]	[略]

(区役所等に係る職員の兼務に関する規程の一部改正)

第2条 神戸市区役所等に係る職員の兼務に関する規程(平成19年3月訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(区役所等の職員の兼務)</p> <p>第1条 区役所(区役所支所及び区役所出張所を除く。以下同じ。)又は<u>区役所支所</u>(以下「区役所等」という。)のうち勤務を命ぜられたもの(以下「所属区役所等」という。)において次に掲げる事務に従事する職員は、辞令を用いることなく、それぞれ他の区役所等(区役所及び区役所支所のうち所属区役所等以外のものをいう。以下同じ。)において当該事務に従事する職を兼ねるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(区役所等の職員の兼務)</p> <p>第1条 区役所(区役所支所及び区役所出張所を除く。以下同じ。)、<u>区役所支所又は西区役所西神中央出張所</u>(以下「区役所等」という。)のうち勤務を命ぜられたもの(以下「所属区役所等」という。)において次に掲げる事務に従事する職員は、辞令を用いることなく、それぞれ他の区役所等(区役所及び区役所支所のうち所属区役所等以外のものをいう。以下同じ。)において当該事務に従事する職を兼ねるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

(市長の権限に属する事務の専決規程の一部改正)

第3条 神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、副市長、危機管理監、局長（神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第2条第1項の表に規定する局に相当する室（以下単に「局に相当する室」という。）の長、企画調整局医療・新産業本部長、建設局湾岸・広域幹線道路本部長及び都市局都心再整備本部長を含む。以下同じ。）、担当局長、区長、北神担当区長、部長（経済観光局中央卸売市場運営本部長を含む。以下同じ。）、担当部長、室長（局に相当する室の長を除く。以下同じ。）、<u>須磨区役所北須磨支所長、西区役所玉津支所長</u>、事業所長（神戸市事務</p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、副市長、危機管理監、局長（神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第2条第1項の表に規定する局に相当する室（以下単に「局に相当する室」という。）の長、企画調整局医療・新産業本部長、建設局湾岸・広域幹線道路本部長及び都市局都心再整備本部長を含む。以下同じ。）、担当局長、区長、北神担当区長、部長（経済観光局中央卸売市場運営本部長を含む。以下同じ。）、担当部長、室長（局に相当する室の長を除く。以下同じ。）、<u>区役所支所長、西神中央出張所長</u>、事業所長（神戸市事務分掌規則第158</p>

分掌規則第158条第1項に規定する事業所の長をいう。以下同じ。)、課長(同条に規定する課に相当するセンターの長を含む。以下同じ。)、担当課長、課内室長、課内所長、係長及び担当係長並びに消防局長、教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、農業委員会事務局長及び市会事務局長が所掌する事務の専決について必要な事項を定めるものとする。

(課長、担当課長、課内室長及び課内所長の専決事項)

第7条 [略]

課長、担当課長、課内室長及び課内所長共通専決事項～こども家庭局担当課長(家庭支援調整担当)専決事項 [略]

こども家庭局幼保事業課長専決事項

(1)、(2) [略]

(3) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること(区役所(北神区役所を除く。))保健福祉部長、北神区役所担当部長(総務・保健福祉担当)、区役所(北神区役所を除く。)保

条第1項に規定する事業所の長をいう。以下同じ。)、課長(同条に規定する課に相当するセンターの長を含む。以下同じ。)、担当課長、課内室長、課内所長、係長及び担当係長並びに消防局長、教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、農業委員会事務局長及び市会事務局長が所掌する事務の専決について必要な事項を定めるものとする。

(課長、担当課長、課内室長及び課内所長の専決事項)

第7条 [略]

課長、担当課長、課内室長及び課内所長共通専決事項～こども家庭局担当課長(家庭支援調整担当)専決事項 [略]

こども家庭局幼保事業課長専決事項

(1)、(2) [略]

(3) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること(区役所(北神区役所を除く。))保健福祉部長、北神区役所担当部長(総務・保健福祉担当)、区役所(北神区役所を除く。)保

健福祉部こども家庭支援課長、北
 神区役所こども家庭支援課長及び
須磨区役所北須磨支所担当課長
(こども家庭支援担当)の専決事
 項に属するものを除く。)及び子
 育てのための施設等利用給付に係
 る施設等利用給付認定の変更に関
 すること。

(4)～(10) [略]

こども家庭局担当課長(保育所
 運営担当)専決事項～港湾局担
 当課長(整備担当)専決事項
 [略]

(区役所の部長、担当部長及び北須
 磨支所長の専決事項)

第11条 区役所の部長、担当部長及び
須磨区役所北須磨支所長(以下「北
 須磨支所長」という。)の専決事項
 は、次のとおりとする。この場合
 において、担当部長は、自らの所掌事
 務に属すること及び当該所掌事務に
 従事する職員に関することについ
 て、部長、担当部長及び北須磨支所
 長共通専決事項の項に規定する事項
 (神戸市事務分掌規則第226条第1
 項の規定に基づき事務分担に定める
 ことにより、当該事項の一部を除く
 ことができる。)を専決するものと

健福祉部こども家庭支援課長、北
 神区役所こども家庭支援課長及び
区役所支所担当課長(こども家庭
 支援担当)の専決事項に属するも
 のを除く。)及び子育てのための
 施設等利用給付に係る施設等利用
 給付認定の変更に関すること。

(4)～(10) [略]

こども家庭局担当課長(保育所
 運営担当)専決事項～港湾局担
 当課長(整備担当)専決事項
 [略]

(区役所の部長、担当部長及び支所
 長の専決事項)

第11条 区役所の部長、担当部長及び
支所長の専決事項は、次のとおりと
 する。この場合において、担当部長
 は、自らの所掌事務に属すること及
 び当該所掌事務に従事する職員に関
 することについて、部長、担当部長
 及び支所長共通専決事項の項に規定
 する事項(神戸市事務分掌規則第226
 条第1項の規定に基づき事務分担に
 定めることにより、当該事項の一部
 を除くことができる。)を専決する
 ものとする。

する。

区役所の部長、担当部長及び北須磨支所長共通専決事項

(1) 別表第3及び別表第4に定める部長、担当部長及び北須磨支所長共通の決裁区分に属する事項に関すること。

(2)～(4) [略]

区役所（北神区役所を除く。）
保健福祉部長及び北神区役所担当部長（総務・保健福祉担当）
専決事項 [略]

北須磨支所長専決事項

北須磨支所庁舎の管理に関すること。

（区役所等の課長及び担当課長の専決事項）

第12条 区役所及び須磨区役所北須磨支所の課長及び担当課長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長及び担当課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第226条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）

区役所の部長、担当部長及び支所長共通専決事項

(1) 別表第3及び別表第4に定める部長、担当部長及び支所長共通の決裁区分に属する事項に関すること。

(2)～(4) [略]

区役所（北神区役所を除く。）
保健福祉部長及び北神区役所担当部長（総務・保健福祉担当）
専決事項 [略]

支所長専決事項

支所庁舎の管理に関すること。

（区役所等の課長及び担当課長の専決事項）

第12条 区役所及び区役所支所の課長及び担当課長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長及び担当課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第226条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するも

を専決するものとする。

区役所の課長及び担当課長共通
専決事項 [略]

須磨区役所北須磨支所の課長及
び担当課長共通専決事項 [略]

区役所（北神区役所を除く。）
総務部担当課長（総務担当）専
決事項～北神区役所保健福祉課
長専決事項 [略]

北神区役所市民課長及び須磨区
役所北須磨支所市民課長専決事
項 [略]

須磨区役所北須磨支所担当課長
（保険年金担当）専決事項
[略]

須磨区役所北須磨支所担当課長
（子ども家庭支援担当）専決事
項 [略]

須磨区役所北須磨支所担当課長
（生活保護担当）専決事項
[略]

（玉津支所長の専決事項）

第13条 西区役所玉津支所長（以下「玉
津支所長」という。）の専決事項は、
次のとおりとする。

- (1) 別表第3及び別表第4に定める
玉津支所長の決裁区分に属する事
項に関する事。

のとする。

区役所の課長及び担当課長共通
専決事項 [略]

区役所支所の課長及び担当課長
共通専決事項 [略]

区役所（北神区役所を除く。）
総務部担当課長（総務担当）専
決事項～北神区役所保健福祉課
長専決事項 [略]

北神区役所市民課長及び区役所
支所市民課長専決事項 [略]

区役所支所担当課長（保険年金
担当）専決事項 [略]

区役所支所担当課長（子ども家
庭支援担当）専決事項 [略]

区役所支所担当課長（生活保護
担当）専決事項 [略]

（西神中央出張所長の専決事項）

第13条 西神中央出張所長の専決事項
は、次のとおりとする。

- (1) 別表第3及び別表第4に定める
西神中央出張所長の決裁区分に属
する事項に関する事。

(2) 前条区役所及び須磨区役所北須磨支所の課長及び担当課長共通専決事項（第4号を除く。）及び区役所（北神区役所を除く。）総務部保険年金医療課長専決事項に属する事項に関する事。

(3) 玉津支所庁舎の管理に関する事。

(4)、(5) [略]

(6) [略]

（専決事項の代決）

第19条 危機管理監、局長、担当局長、区長、北神担当区長、部長、室長、担当部長、事業所長、事務局長、副所長（第1類事業所の副所長をいう。）、課長、担当課長、課内室長、課内所長、北須磨支所長、玉津支所長又は事務室長（以下「局長等」という。）に事故があるときは、神戸市事務分掌規則第228条第2項の規定によりその事務を代行する者が、その専決事項を代決する。

2 [略]

別表第3（第10条—第13条関係）

(2) 前条区役所及び区役所支所の課長及び担当課長共通専決事項（第4号を除く。）及び区役所（北神区役所を除く。）総務部保険年金医療課長専決事項に属する事項に関する事。

(3) 西神中央出張所庁舎の管理に関する事。

(4)、(5) [略]

(6) 櫛谷出張所及び平野出張所における税に関する証明書の作成、交付及び手数料の徴収に関する事。

(7) [略]

（専決事項の代決）

第19条 危機管理監、局長、担当局長、区長、北神担当区長、部長、室長、担当部長、区役所支所長、事業所長、事務局長、副所長（第1類事業所の副所長をいう。）、課長、担当課長、課内室長、課内所長、西区役所西神中央出張所長又は事務室長（以下「局長等」という。）に事故があるときは、神戸市事務分掌規則第228条第2項の規定によりその事務を代行する者が、その専決事項を代決する。

2 [略]

別表第3（第10条—第13条関係）

人事関係事務

決 裁 事 項	区 長 及 び 北 神 担 当 区 長	部 長 、 担 当 部 長 及 び 北 須 磨 支 所 長 共 通	課 長 及 び 担 当 課 長 共 通	玉 津 支 所 長	備 考
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
服 務	休 暇 の 付 与	部 長 （ 担 当 部 長 を 含 む。 以 下 こ の 表 に お い て 同 じ。 ） 、 北 須 磨 支 所 長 及 び 玉 津 支 所 長 以	課 長 （ 担 当 課 長 及 び 出 張 所 長 （ 道 場 出 張 所 長 、 櫛 谷 出 張 所 長 及 び 押 部 谷 出 張 所 長 を 除	係 長 以 下 （ 担 当 係 長 及 び 出 張 所 長 （ 道 場 出 張 所 長 、 櫛 谷 出 張 所 長 及 び 押 部 谷 出 張 所 長 に	[略]

人事関係事務

決 裁 事 項	区 長 及 び 北 神 担 当 区 長	部 長 、 担 当 部 長 及 び 支 所 長 共 通	課 長 及 び 担 当 課 長 共 通	西 神 中 央 出 張 所 長	備 考
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
服 務	休 暇 の 付 与	部 長 （ 担 当 部 長 を 含 む。 以 下 こ の 表 に お い て 同 じ。 ） 、 支 所 長 及 び 西 神 中 央 出 張 所 長 以	課 長 （ 担 当 課 長 及 び 出 張 所 長 （ 西 神 中 央 出 張 所 長 、 大 長 、 淡 河 出 張 所 長 、 押 部 谷 出 張 所 長 、 押 部 谷 出 張 所 長 に	係 長 以 下 （ 担 当 係 長 及 び 出 張 所 長 （ 大 長 、 淡 河 出 張 所 長 、 押 部 谷 出 張 所 長 に	[略]

	上	く。)限 を含む。 む。以 下こ の表 にお いて 同 じ。)	る。)含 む。以 下こ の表 にお いて 同 じ。)				上	出張 所長 及び 櫛谷 出張 所長 を除 く。)含 む。以 下こ の表 にお いて 同 じ。)	櫛谷 出張 所長 に限 る。)含 む。以 下こ の表 にお いて 同 じ。)			
欠勤 の承 認	部長、 北須 磨支 所長 及び 玉津 支所 長	[略]	[略]	[略]			欠勤 の承 認	部長、 支所 長及 び西 神中 央出 張所 長	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
旅行 命令	部長、 北須 磨支	[略]	[略]	[略]	海外 旅行 命令		旅行 命令	部長、 支所 長及	[略]	[略]	[略]	海外 旅行 命令

		<p>所長 及び 玉津 支所 長以 上</p>					<p>は、区 長及 び北 神担 当区 長に つい ては 副市 長、部 長及 び北 須磨 支所 長以 下に つい ては 区長 の専 決事 項と する こと。</p>			<p>び西 神中 央出 張所 長以 上</p>				<p>は、区 長及 び北 神担 当区 長に つい ては 副市 長、部 長及 び支 所長 以下 につ いて は区 長の 専決 事項 とす ること。</p>	
<p>職務 専念 義務 の免</p>	<p>部長、 北須 磨支 所長</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>				<p>職務 専念 義務 の免</p>	<p>部長、 支所 長及 び西</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>			

除	及び				
	玉津				
	支所				
	長以				
	上				

除	神中				
	央出				
	張所				
	長以				
	上				

別表第4（第10条—第13条関係）

別表第4（第10条—第13条関係）

財務関係事務

財務関係事務

決裁 区分 北神 担当 区長 決裁 事項	区長	部長、	課長、	備考
	及び	担当	担当	
	北神	部長	課長	
	担当	及び	及び	
	区長	北須	玉津	
	磨支	支所		
	所長	長共		
	共通	通		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

決裁 区分 北神 担当 区長 決裁 事項	区長	部長、	課長	備考
	及び	担当	及び	
	北神	部長	担当	
	担当	及び	課長	
	区長	支所	共通	
	長共	西神		
	通	中央		
		出張		
		所長		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この訓令は、令和4年2月11日から施行する。

告 示

神戸市告示第728号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月4日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

桜が丘自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区桜が丘中町3丁目3番地の1

(3) 代表者の氏名

小林 篤子

(4) 代表者の住所

神戸市西区桜が丘西町4丁目6番地の1

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「榎込 紀久男」を「小林 篤子」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区桜が丘東町2丁目8番地の18」を「神戸市西区桜が丘西町4丁目6番地の1」に改める。

3 変更の年月日

令和3年12月12日

神戸市告示第729号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月4日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

上津橋自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区平野町中津819番地の2

(3) 代表者の氏名

田中 良宏

(4) 代表者の住所

神戸市西区平野町中津793番地の2

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「田中 弘美」を「田中 良宏」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区平野町中津691番地の1」を「神戸市西区平野町中津793番地の2」に改める。

3 変更の年月日

令和4年1月9日

神戸市告示第730号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、平成24年9月4日付け神戸市告示第381号で、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人又は団体として指定した法人又は団体より、告示事項の一部変更の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年2月8日

神戸市長 久元喜造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20120007	平成24年8月31日 (平成24年1月1日以後 に支出された寄附金)	社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団 理事長 水野 雄二 神戸市須磨区友が丘1丁目1番地
変更事項及びその内容		
(1) 代表者の氏名 「理事長 越智 靖」を「理事長 水野 雄二」に改める。		

神戸市告示第737号

神戸市森林整備計画の案を立てたので、森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により、関係図書を神戸市経済観光局農政計画課に備え置いて、令和4年3月8日まで縦覧に供する。

なお、当該計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、神戸市に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和4年2月9日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 意見書の提出先等

(1) 提出先 神戸市経済観光局農政計画課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送、持参による提出とし、電話による意見は受け付けない。なお、郵送による提出期限は、縦覧完了日の令和4年3月8日の消印のあるものまでとする。

郵送及び持参先：郵便番号651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

神戸市経済観光局農政計画課

(3) 提出にあたっての注意事項

ア 意見書は、神戸市森林整備計画案に対する意見以外は提出することはできない。

イ 意見書には、個人の場合にあっては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては、法人名、代表者名、事業所の所在を記載すること。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合がある。

エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、神戸市森林整備計画樹立の告示時に、意見の要旨とその処理方法を併せて告示する。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ神戸市森林整備計画案の修正意見として取り入れる。なお、その際には、神戸市森林整備計画の樹立告示時にその処理結果を公表する。

神戸市告示第738号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の20第1項の規定に基づき、歩行者利便増進道路を指定したので、同条第5項の規定により下記のとおり告示する。

その関係図面は、令和4年2月10日から、30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月10日

神戸市長 久元喜造

1 歩行者利便増進道路の指定日

令和4年2月10日

2 道路の種類及び路線名

市道 若菜神戸駅線

3 歩行者利便増進道路として指定する区間

神戸市中央区加納町4丁目2番地先から北長狭通1丁目1番地先まで

4 図面縦覧場所

神戸市建設局道路管理課

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸4階

神戸市告示第739号

道路法（昭和27年法律第180号）第33条第2項第3号の規定に基づき、利便増進誘導区域を指定するので、同条第4項の規定により下記のとおり告示する。

その関係図面は、令和4年2月10日から、30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月10日

神戸市長 久元喜造

- 1 利便増進誘導区域の指定日
令和4年2月10日
- 2 道路の種類及び路線名
市道 若菜神戸駅線
- 3 利便増進誘導区域として指定する区間
神戸市中央区加納町4丁目2番地先から北長狭通1丁目1番地先の指定区間
- 4 図面縦覧場所
神戸市建設局道路管理課
神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸4階

神戸市告示第740号

令和4年2月17日神戸市役所内に第1回定例会を招集する。

令和4年2月10日

神戸市長 久元喜造

神戸市告示第741号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年2月22日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
神奈川県横浜市港北区菊名7丁目3番22号
アマノマネジメントサービス株式会社
代表取締役社長 前川 龍男
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入
キャッシュレス決済を利用して納付する都市公園内駐車場（西代公園、下中島公園、落合中央公園、妙法寺川左岸公園）における使用料
- 3 指定納付受託者により納付事務を行う期間

令和4年3月1日から令和4年3月31日

4 指定日

令和4年2月1日

神戸市告示第742号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月22日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

三宮保管所及び湊町保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 34台 原動機付自転車 0台	令和4年1月6日	兵庫区湊川町2丁目1番12号

元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台		建設局中部建設事務所 電話511-0515
春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 51台 原動機付自転車 0台	令和4年1月11日	
駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 49台 原動機付自転車 0台	令和4年1月13日	
春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和4年1月15日	
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 56台 原動機付自転車 0台	令和4年1月18日	
春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 33台 原動機付自転車 0台	令和4年1月21日	
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台		
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 42台 原動機付自転車 0台	令和4年1月24日	
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和4年1月26日	
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 53台 原動機付自転車 0台		
春日野道駅周辺	自転車 3台		

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
	駐輪場内	自転車	3台		
		原動機付自転車	0台		
	三宮駅周辺	自転車	7台	令和4年1月28日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
	元町駅周辺	自転車	8台	令和4年1月29日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
	三宮駅周辺	自転車	15台	令和4年1月29日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
	元町駅周辺	自転車	10台	令和4年1月31日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
	中央区・兵庫区	自転車	72台	令和4年1月31日	
	長期放置	原動機付自転車	2台		
兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺	自転車	20台	令和4年1月7日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
	兵庫駅周辺	自転車	2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
	新開地駅周辺	自転車	9台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
	湊川駅周辺	自転車	6台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
	駐輪場内	自転車	12台		
		原動機付自転車	0台		
	神戸駅周辺	自転車	17台		令和4年1月12日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
	新開地駅周辺	自転車	12台		令和4年1月20日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
湊川駅周辺	自転車	7台	令和4年1月20日		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台			
駐輪場内	自転車	8台	令和4年1月20日		
	原動機付自転車	0台			
神戸駅周辺	自転車	22台	令和4年1月20日		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台			
新開地駅周辺	自転車	12台	令和4年1月20日		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台			
湊川駅周辺	自転車	13台	令和4年1月20日		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台			

和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和4年1 月25日
駐輪場内	自転車 12台 原動機付自転車 1台	
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 24台 原動機付自転車 0台	
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台	

神戸市告示第743号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月22日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
 - (1) 西部保管所・西代保管所
 - ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。
 - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。
 - (2) 須磨保管所・名谷保管所
 - ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。
（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）
 - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18台	令和4年1 月5日	神戸市須磨区 妙法寺字ヌメリ石1番地の 1 建設局西部建設事務所 電話742-2424
	長田・須磨区管内 長期放置	自転車 4台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 25台	令和4年1 月6日	
	長田・須磨区管内 長期放置	自転車 26台		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台	令和4年1 月11日	
	長田・須磨区管内 長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台	令和4年1 月12日	
	長田・須磨区管内 長期放置	自転車 16台 原動機付自転車 1台		
	長田・須磨区管内 長期放置	自転車 4台	令和4年1 月13日	
須磨区須磨浦 通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅 周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台	令和4年1 月18日	
	長田・須磨区管内 長期放置	自転車 1台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20台	令和4年1 月19日	
	長田・須磨区管内 長期放置	自転車 5台		
	長田・須磨区管内	自転車 12台	令和4年1	

	長期放置		月20日	
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	3台	令和4年1 月25日
	長田・須磨区管内 長期放置	自転車	10台	

神戸市告示第744号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示する。

令和4年2月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2865190587	訪問看護ステーション habataki	兵庫県神戸市中央区御幸通5丁目2-4プリンスコート701号室	株式会社泰賀	大阪府大阪市阿倍野区橋本町3番3号	令和4年2月1日	訪問看護
2870203060	れんたる本舗	兵庫県神戸市灘区上河原通3丁目4-14-305号室	合同会社くろねこケアサービス	兵庫県神戸市灘区將軍通3丁目3番16号	令和4年2月1日	介護予防福祉用具貸与
2870203060	れんたる本舗	兵庫県神戸市灘区上河原通3丁目4-14-305号室	合同会社くろねこケアサービス	兵庫県神戸市灘区將軍通3丁目3番16号	令和4年2月1日	特定介護予防福祉用具販売
2870203060	れんたる本舗	兵庫県神戸市灘区上河原通3丁目4-14-305号室	合同会社くろねこケアサービス	兵庫県神戸市灘区將軍通3丁目3番16号	令和4年2月1日	特定福祉用具販売
2870203060	れんたる本舗	兵庫県神戸市灘区上河原通3丁目4-14-305号室	合同会社くろねこケアサービス	兵庫県神戸市灘区將軍通3丁目3番16号	令和4年2月1日	福祉用具貸与

		原通3丁目 4-14- 305号室	サービス	通3丁目3 番16号		
2870203078	スピンケア 24つむぎ大 石東町	兵庫県神戸 市灘区大石 東町4-5 -11	株式会社 SPIN	兵庫県神戸 市中央区熊 内橋通6丁 目1番17号	令和4年2 月1日	訪問介護
2870503808	リンクヘル パーステー ション	兵庫県神戸 市兵庫区本 町1丁目4 番21号	有限会社デ イケアリン ク	兵庫県神戸 市兵庫区本 町1丁目4 番21号	令和4年2 月1日	訪問介護
2870503816	スピンケア 24つむぎ荒 田町	兵庫県神戸 市兵庫区荒 田町3丁目 42番地8シ ルフィード ・ドウ・ ARATA107	合同会社 ザン・モ	兵庫県神戸 市兵庫区荒 田町3丁目 42番地8シ ルフィード ・ドウ・ ARATA107	令和4年2 月1日	訪問介護
2870603533	ながいきケ アヘルパー 神戸	兵庫県神戸 市長田区戸 崎通2丁目 8-15-1 F	株式会社な がいき	大阪府門真 市本町3番 17号1階	令和4年2 月1日	訪問介護
2875004109	ハートケア	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台北町5丁 目4-5	株式会社マ インドケア	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台北町5丁 目4-5	令和4年2 月1日	訪問介護

神戸市告示第745号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和4年2月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
-----------	---------	----------	----------	-----------	-------	---------

2870503808	リンクヘルパー ーション	兵庫県神戸市兵庫区本町1丁目4番21号	有限会社 ケアリンク	兵庫県神戸市兵庫区本町1丁目4番21号	令和4年2月1日	介護予防訪問サービス
2870503808	リンクヘルパー ーション	兵庫県神戸市兵庫区本町1丁目4番21号	有限会社 ケアリンク	兵庫県神戸市兵庫区本町1丁目4番21号	令和4年2月1日	生活支援訪問サービス
2870603533	ながいき ケアヘルパー 神戸	兵庫県神戸市長田区戸崎通2丁目8-15-1F	株式会社 ながいき	大阪府門真市本町3番17号1階	令和4年2月1日	介護予防訪問サービス
2870603533	ながいき ケアヘルパー 神戸	兵庫県神戸市長田区戸崎通2丁目8-15-1F	株式会社 ながいき	大阪府門真市本町3番17号1階	令和4年2月1日	生活支援訪問サービス
2875004109	ハートケア	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町5丁目4-5	株式会社 マインドケア	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町5丁目4-5	令和4年2月1日	介護予防訪問サービス
2875004109	ハートケア	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町5丁目4-5	株式会社 マインドケア	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町5丁目4-5	令和4年2月1日	生活支援訪問サービス
2875101582	やまさん ケア	兵庫県神戸市中央区山本通3丁目15-10	有限会社 ハイブリッジ	兵庫県神戸市中央区山本通3丁目15-10	令和4年2月1日	生活支援訪問サービス

神戸市告示第746号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和4年2月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2890200195	スピンケア 24つむぎ大石東町	兵庫県神戸市灘区大石東町4-5-11	株式会社 SPIN	兵庫県神戸市中央区熊内橋通6丁目1番17号	令和4年2月1日	夜間対応型 訪問介護
2890500248	スピンケア 24つむぎ荒田町	兵庫県神戸市兵庫区荒田町3丁目42番地8シルフィード・ドウ・ARATA107	合同会社ザン・モ	兵庫県神戸市兵庫区荒田町3丁目42番地8シルフィード・ドウ・ARATA107	令和4年2月1日	夜間対応型 訪問介護
2895200455	ケアサポート ゆめハウス	兵庫県神戸市西区狩場台1丁目30-50	有限会社ヒールライフ	兵庫県神戸市西区狩場台1丁目30-50	令和4年2月1日	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看 護

神戸市告示第747号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和4年2月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870202575	ケアプランセンターひだまり	兵庫県神戸市灘区高德町4丁目2-2 プチコーポミッシェル1-C	合同会社ひだまり	兵庫県神戸市灘区高德町4丁目2-2 プチコーポミッシェル1-C	令和4年1月10日	居宅介護支援
2810702676	長谷川医院	兵庫県神戸市須磨区月	医療法人社団医修会長	兵庫県神戸市須磨区月	令和4年1月31日	居宅介護支援

		見山本町1丁目5番34号	谷川医院	見山本町1丁目5番34号		
2870702459	デイサービスキャンディタフト月見山	兵庫県神戸市須磨区稲葉町3丁目2番23号	医療法人社団医修会長谷川医院	兵庫県神戸市須磨区月見山本町1丁目5-34	令和4年1月31日	通所介護
2870801509	介護ステーションもみの木	兵庫県神戸市垂水区北舞子4-10-25	有限会社ワイズケア	兵庫県神戸市垂水区北舞子4-10-25	令和4年1月31日	訪問介護
2875104180	ケアステーションこはる	兵庫県神戸市中央区中山手通3丁目12-13	株式会社Order	兵庫県神戸市中央区中山手通4丁目11番22号	令和4年1月31日	訪問介護
2875202984	介護ステーションまゆ	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬859-1	株式会社明南	兵庫県明石市大観町6-5ラポール大観101	令和4年1月31日	訪問介護
2875204485	正峰会ヘルパーステーション	兵庫県神戸市西区春日台1丁目6-10	社会医療法人社団正峰会	兵庫県西脇市黒田庄町田高313番地	令和4年1月31日	訪問介護

神戸市告示第748号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和4年2月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870702459	デイサービスキャンディ	兵庫県神戸市須磨区稲	医療法人社団医修会長	兵庫県神戸市須磨区月	令和4年1月31日	介護予防通所サービス

	イタフト月 見山	葉町3丁目 2番23号	谷川医院	見山本町1 丁目5-34		
2870801509	介護ステーションもみの木	兵庫県神戸市垂水区北舞子4-10-25	有限会社ワイズケア	兵庫県神戸市垂水区北舞子4-10-25	令和4年1月31日	介護予防訪問サービス
2870801509	介護ステーションもみの木	兵庫県神戸市垂水区北舞子4-10-25	有限会社ワイズケア	兵庫県神戸市垂水区北舞子4-10-25	令和4年1月31日	生活支援訪問サービス
2875104180	ケアステーションこはる	兵庫県神戸市中央区中山手通3丁目12-13	株式会社Order	兵庫県神戸市中央区中山手通4丁目11番22号	令和4年1月31日	介護予防訪問サービス
2875104180	ケアステーションこはる	兵庫県神戸市中央区中山手通3丁目12-13	株式会社Order	兵庫県神戸市中央区中山手通4丁目11番22号	令和4年1月31日	生活支援訪問サービス
2875202984	介護ステーションまゆ	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬859-1	株式会社明南	兵庫県明石市大観町6-5ラポール大観101	令和4年1月31日	介護予防訪問サービス
2875204485	正峰会ヘルパーステーション	兵庫県神戸市西区春日台1丁目6-10	社会医療法人社団正峰会	兵庫県西脇市黒田庄町田高313番地	令和4年1月31日	介護予防訪問サービス
2875204485	正峰会ヘルパーステーション	兵庫県神戸市西区春日台1丁目6-10	社会医療法人社団正峰会	兵庫県西脇市黒田庄町田高313番地	令和4年1月31日	生活支援訪問サービス

神戸市告示第749号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和4年2月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870801145	ナチュラル舞子デイサービスセンター	兵庫県神戸市垂水区舞子台2丁目9-13	タツミ商事株式会社	兵庫県神戸市西区桜が丘東町2丁目8-13	令和4年1月4日	介護予防認知症対応型通所介護
2870801145	ナチュラル舞子デイサービスセンター	兵庫県神戸市垂水区舞子台2丁目9-13	タツミ商事株式会社	兵庫県神戸市西区桜が丘東町2丁目8-13	令和4年1月4日	認知症対応型通所介護
2890100148	グループホームアネシス魚崎	兵庫県神戸市東灘区魚崎南町5丁目13番6号	医療法人社団創生会	兵庫県神戸市東灘区深江本町3-8-22	令和4年1月31日	介護予防認知症対応型通所介護
2890100148	グループホームアネシス魚崎	兵庫県神戸市東灘区魚崎南町5丁目13番6号	医療法人社団創生会	兵庫県神戸市東灘区深江本町3-8-22	令和4年1月31日	認知症対応型通所介護

神戸市告示第750号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年2月22日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
王子公園まつむら皮フ科	神戸市灘区水道筋6丁目3番1号	令和4年2月1日
おおすぎ眼科	神戸市灘区水道筋5丁目2番2号	令和4年1月1日
後藤皮ふ科	神戸市北区若葉台4丁目1番10号	令和4年1月1日
王子眼科クリニック	神戸市中央区上筒井通1丁目6番11号	令和4年1月1日
やまもと静脈瘤クリニック	神戸市中央区東川崎町1丁目8番1号	令和4年1月1日
医療法人社団一八会 川上皮	神戸市西区前開南町1丁目4番4号	令和4年1月1日

膚科		
竹内じゅんぺー歯科	神戸市灘区八幡町2丁目1番29号	令和4年1月1日
えぐさ歯科クリニック	神戸市灘区将軍通3丁目4番22号	令和4年1月6日
北村歯科医院	神戸市兵庫区笠松通6丁目3番9号	令和4年1月1日
なかた歯科クリニック	神戸市西区水谷2丁目7番1号	令和4年1月1日
スマイル歯科ふくながクリニック	神戸市西区春日台3丁目3番地の21	令和4年1月1日
キリン堂薬局 大倉山店	神戸市中央区楠町3丁目神戸市営地下鉄大倉山駅構内	令和4年1月1日
こうほく訪問看護ステーション	神戸市北区有野中町1丁目18番8号	令和3年9月1日

神戸市告示第751号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年2月22日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	廃止年月日
松本眼科	神戸市東灘区御影2丁目2番5号	令和2年5月25日
おおすぎ眼科	神戸市灘区水道筋5丁目2番2号	令和3年12月31日
イナハラ小児科医院	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目2番5号	令和3年3月31日
王子眼科クリニック	神戸市中央区上筒井通1丁目6番11号	令和3年12月31日
やまもと静脈瘤クリニック	神戸市中央区東川崎町1丁目8番1号	令和3年12月31日
川上皮膚科	神戸市西区前開南町1丁目4番4号	令和3年12月31日
竹内歯科医院	神戸市灘区八幡町2丁目1番29号	令和3年12月31日
えぐさ歯科クリニック	神戸市灘区将軍通4丁目3番21号	令和4年1月5日
北村歯科医院	神戸市兵庫区笠松通6丁目3番9号	令和3年12月31日
なかた歯科クリニック	神戸市西区水谷2丁目7番1号	令和3年12月31日
スマイル歯科ふくながクリニック	神戸市西区春日台3丁目3番21号	令和3年12月31日

ニック		
アイセイ薬局 大倉山店	神戸市中央区楠町3丁目神戸市営地下鉄 大倉山駅構内	令和3年12月31日

神戸市告示第752号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年2月22日

神戸市長 久元喜造

1 あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
優心訪問鍼灸マッサージ院	永田 和行	神戸市灘区友田町3丁目5番13号	令和4年1月18日
ハピネス治療院	松本 眞季	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和4年1月1日
ハピネス治療院	福元 俊哉	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和4年1月1日

2 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
ハピネス治療院	松本 陽菜香	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和3年12月1日
優心訪問鍼灸マッサージ院	永田 和行	神戸市灘区友田町3丁目5番13号	令和4年1月18日
ハピネス治療院	南里 大夢	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和4年1月1日
ハピネス治療院	大杉 朋史	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和4年1月1日
ハピネス治療院	佐々木 健人	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和4年1月1日
ハピネス治療院	石橋 侑子	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和4年1月1日
ハピネス治療院	山下 あゆみ	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和4年1月1日
ハピネス治療院	松本 眞季	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和4年1月1日
ハピネス治療院	小山 雅義	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和4年1月1日
ハピネス治療院	橋本 明日翔	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和4年1月1日
ハピネス治療院	福元 俊哉	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和4年1月1日
ハピネス治療院	小泉 恵子	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和4年1月1日

神戸市告示第753号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年2月22日

神戸市長 久元喜造

1 あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
ハピネス治療院	平田 直也	神戸市垂水区多聞台1丁目10番20号	令和3年12月31日
ハピネス治療院	木村 正幸	神戸市垂水区西舞子2丁目1番45号	令和3年12月31日

2 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
ハピネス治療院	佐々木 高	神戸市垂水区多聞台1丁目10番20号	令和3年12月31日
ハピネス治療院	大谷 陽美	神戸市垂水区多聞台1丁目10番20号	令和3年12月31日
ハピネス治療院	平田 直也	神戸市垂水区多聞台1丁目10番20号	令和3年12月31日
ハピネス治療院	木村 正幸	神戸市垂水区西舞子2丁目1番45号	令和3年12月31日
ハピネス治療院	米倉 透	神戸市垂水区西舞子2丁目1番45号	令和3年12月31日
ハピネス治療院	谷野 冴子	神戸市垂水区西舞子2丁目1番45号	令和3年12月31日

神戸市告示第754号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年2月22日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
イングレンタルサービス	(新)神戸市垂水区神陵台3丁目2番1	株式会社ONESTEP	神戸市須磨区戎町3丁目1番8号	令和4年1月1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特

号				定福祉用具販売 特定介護 予防福祉用具 販売
(旧)神戸市 須磨区戎町3 丁目1番8号				

神戸市告示第755号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について(昭和39年3月告示第137号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月22日

神戸市長 久元喜造

第3項第1号中「株式会社北陸銀行」を削る。

神戸市告示第756号

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する出納取扱金融機関等について(昭和39年3月告示第138号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月22日

神戸市長 久元喜造

第3項第1号中「株式会社北陸銀行」を削る。

神戸市告示第757号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和58年4月条例第3号)第11条第2項(同条例第12条第2項において準用する場合を含む。)及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月22日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)
- 3 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

(日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く)

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和4年1 月6日	東灘区御影塚 町2丁目27番 20号 建設局東部建 設事務所 電話854-2191
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 1台		
	阪急御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台		
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 3台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和4年1 月7日	
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	大石駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和4年1 月12日	
	摩耶駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和4年1 月13日	

町1番5号	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	岩屋駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和4年1 月18日
	灘駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 1台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和4年1 月19日
	甲南山手駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	灘区管内 自転車等長期放置	自転車 25台 原動機付自転車 0台	令和4年1 月24日
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	東灘区管内 自転車等長期放置	自転車 26台 原動機付自転車 0台	令和4年1 月26日
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 1台	

神戸市告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年2月23日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年3月8日まで一般の縦覧

に供する。

令和4年2月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	有野町合併第52号線	神戸市北区有野町二郎字上434番2地先から 神戸市北区有野町二郎字上443番1地先まで	新	212.10	最大 8.80 最小 4.50
			旧	208.90	最大 1.20 最小 1.00
市道	有野里426号線	神戸市北区有野町二郎字成尾405番1地先から 神戸市北区有野町二郎字成尾405番2地先まで	新	68.30	最大 10.10 最小 6.10
			旧	58.70	最大 1.20 最小 1.00

神戸市告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年2月23日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年3月8日まで一般の縦覧に供する。

令和4年2月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	今津第4号線	神戸市西区玉津町今津字西垣内76番1地先から 神戸市西区玉津町今津字西垣内76番1地先まで	新	31.30	最大 5.10 最小 4.80
			旧	31.30	最大 3.70 最小 3.10

公 告**神戸市公告第1139号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、公告対象区域（神戸市長田区五位ノ池町2丁目1-1の一部、1-8の一部、1-11、1-12の一部、1-13、1-14、1-19の一部、1-21）内の各建築物に係る同条第1項の規定による申請に係る認定の取消し（平成22年2月4日第2号）をしたので、同条第4項の規定により公告します。

令和4年2月4日

（特定行政庁）神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告第1140号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、同項に定める基準に従い総合的見地からした設計によって当該区域内に建築物が建築されるものについて、その位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告します。

対象区域、各建築物の位置等を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課（神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号）において、一般の縦覧に供します。

令和4年2月4日

（特定行政庁）神戸市長 久 元 喜 造

公告認定対象区域

神戸市長田区五位ノ池町2丁目1-11、1-12の一部、1-13、1-19の一部、1-21

神戸市公告第1141号

神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）第31条の9第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第4項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和4年2月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所

大阪協栄信用組合

代表理事 船曳 真吾

大阪市中央区日本橋2丁目9番18号

2 代理者及び設計者の氏名、住所及び電話番号

(代理者)

株式会社 日創アーキテクト

別当 公一

熊本市東区長嶺南6丁目8番1号

096-331-0450

(設計者)

同上

3 景観影響建築行為の概要

- (1) 所在及び地番 神戸市中央区布引町4丁目320番2号他10筆
- (2) 敷地面積 約643平方メートル
- (3) 建築面積 約363平方メートル
- (4) 延べ面積 約5,335平方メートル
- (5) 高さ 約59.9メートル
- (6) 構造 鉄筋コンクリート造
- (7) 階数 地上18階/地下 階
- (8) 建物用途 ホテル、事務所

4 住民説明会を開催する日時及び場所

令和4年2月19日(土) 10時30分から

神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館8階805号室

5 縦覧の期間

令和4年2月7日から令和4年2月21日まで

神戸市公告第1142号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和4年2月7日

神戸市長 久元喜造

1 建築協定の名称

神戸北町日の峰3丁目地区建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市北区日の峰3丁目1番地の1 他

3 公開による意見の聴取の開催日時

令和3年3月1日(火)

10時00分から10時30分まで

4 公開による意見の聴取の場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

三宮国際ビル6階

建築住宅局602会議室

5 連絡先

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話 (078)595-6555

神戸市公告第1143号

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第5条第4項の規定により、しあわせの森有料公園施設のうち、プール、トレーニング室、スタジオ、体育館について、令和4年2月14日（月）及び2月16日（水）から2月18日（金）まで、温泉、集会室、工芸室及び宿泊室について、令和4年2月14日（月）から2月18日（金）を臨時休業とする。

令和4年2月8日

神戸市長 久元喜造

神戸市公告第1144号

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第5条第4項の規定により、布引公園（市長が指定する区域に限る。）を、令和4年2月15日（火）から3月3日（木）まで臨時休園する。

令和4年2月8日

神戸市長 久元喜造

神戸市公告第1154号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年2月22日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区高丸8丁目2243番285

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県明石市花園町2番地の2

株式会社勝美住宅

代表取締役 渡辺喜夫

3 許可番号

令和3年4月19日 第7114号

（変更許可 令和3年12月21日 第1473号）

神戸市公告第1155号

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年2月22日

神戸市長 久元喜造

1 設置する都市公園**(1) 名称、位置及び区域**

名称	位置	区域	備考
岸ノ下公園	北区八多町中字岸ノ下	神戸市建設局公園部管理課備付けの図面のとおり	

(2) 供用開始の年月日

令和4年2月22日

区 役 所

区長訓令甲第1号

区役所

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年2月10日

東灘区長	植松	賢治
灘区長	中西	理香子
中央区長	清家	久樹
兵庫区長	岡本	康憲
北区長	谷	真行
長田区長	増田	匡
須磨区長	片山	昌俊
垂水区長	黒田	徹
西区長	志水	達也

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

区長の権限に属する事務の専決規程（平成9年3月区長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(北神担当区長の専決事項)</p> <p>第2条 北神担当区長は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号）の規定に基づき北区長に委任された事務のうち北神区役所の所管区域に係るものを専決するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項についてはこの限りでない。</p> <p>(1) 部長、担当部長共通及び<u>北須磨支所長</u>専決事項に属する事項に関すること（保健福祉課及びこども家庭支援課が分掌する事務に係る事項に限る。）</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(部長、担当部長共通及び<u>北須磨支所長</u>専決事項)</p> <p>第3条 部長、担当部長及び<u>北須磨支所長</u>の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当部長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、部長、担当部長共通及び<u>北須磨支所長</u>専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第226条第1項の規定に基づき事務分担に定める</p>	<p>(北神担当区長の専決事項)</p> <p>第2条 北神担当区長は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号）の規定に基づき北区長に委任された事務のうち北神区役所の所管区域に係るものを専決するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項についてはこの限りでない。</p> <p>(1) 部長、担当部長共通及び<u>支所長</u>専決事項に属する事項に関すること（保健福祉課及びこども家庭支援課が分掌する事務に係る事項に限る。）</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(部長、担当部長共通及び<u>支所長</u>専決事項)</p> <p>第3条 部長、担当部長及び<u>支所長</u>の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当部長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、部長、担当部長共通及び<u>支所長</u>専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第226条第1項の規定に基づき事務分担に定めることによ</p>

ことにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

部長、担当部長共通及び北須磨支所長専決事項

(1) 別表に定める部長、担当部長共通及び北須磨支所長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) [略]

(課長及び担当課長の専決事項)

第4条 [略]

課長及び担当課長共通専決事項
[略]

総務部総務担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 公会堂の使用許可等に関すること(東灘区役所に限る。))。

総務部市民課長専決事項～北神
区役所市民課長専決事項 [略]

北須磨支所市民課長専決事項

総務部総務担当課長専決事項及び総務部市民課長専決事項(第8号を除く。)に属する事項に関すること。

北須磨支所担当課長(保険年金担当)専決事項 [略]

(玉津支所長の専決事項)

り、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

部長、担当部長共通及び支所長専決事項

(1) 別表に定める部長、担当部長共通及び支所長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) [略]

(課長及び担当課長の専決事項)

第4条 [略]

課長及び担当課長共通専決事項
[略]

総務部総務担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 公会堂の使用許可等に関すること(東灘区役所及び西区役所総務部総務担当課長に限る。))。

総務部市民課長専決事項～北神
区役所市民課長専決事項 [略]

支所市民課長専決事項

総務部総務担当課長専決事項及び総務部市民課長専決事項(第8号を除く。)に属する事項に関すること。

支所担当課長(保険年金担当)専決事項 [略]

(西神中央出張所長の専決事項)

方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合に締結する協定に係る変更を含む。) 工決 期定	仕様の1部変更	20%以下 (課長) 20%を超えるものか つ100万円を超えるもの	20%以下又は100万円以下	
		契約又は <u>北須磨支所長</u> 20%以下 (課長) 20%を超えるものか つ100万円を超えるもの	①(課長又は <u>玉津支所長</u>) 20%以下又は100万円以下 ② [略]	
方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合に締結する協定に係る変更を含む。) 工決 期定	仕様の1部変更	下 (課長) 20%を超えるものか つ100万円を超えるもの	下 (課長) 20%を超えるものか つ100万円を超えるもの	
		契約又は <u>支所長</u> 20%以下 (課長) 20%を超えるものか つ100万円を超えるもの	①(課長又は <u>西神中央出張所長</u>) 20%以下 (課長) 20%を超えるものか つ100万円を超えるもの	

又は納期の延長	契約	[略]	[略]	又は納期の延長	契約	[略]	[略]
		[略]	[略]			[略]	[略]

附 則

この訓令は、令和4年2月11日から施行する。

水 道 局

神戸市水道公告第98号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年2月9日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工 事 名	須磨（緑が丘）配水管取替工事
工事場所	神戸市須磨区緑が丘2丁目他
完成期限	令和5年3月31日
工事概要	布設延長：φ50PE-445.9m、φ75PE-7.2m、φ75-514.4m、φ100-59.7m φ150-408.8m、φ200-390.5m 撤去延長：φ75-2.1m、φ100-478.4m、φ150-246.8m、φ200-213.1m φ250-159.5m
前 払 金	全体の請負額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木A、B、C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
施工実績	水道管開削工事（他都市含めCORINS登録のある工事）を平成23年度以降に完成させた施工実績があること。 また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。 ただし、等級が土木A又はBであり、令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の土木一般の総合点数が1,080点以上のものは施工実績の提出は不要とする。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）であ

る場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
- ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。

(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和4年2月9日(水)～2月25日(金) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和4年2月28日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和4年3月1日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札

	説明書等によります。
--	------------

7 開札の日時及び方法

日 時	令和4年3月2日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。
	ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市水道公告第103号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年2月4日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工 事 名	箕谷ポンプ場ポンプ井入水弁制御盤他更新工事
工事場所	神戸市北区日の峰1丁目8 神戸市水道局 箕谷ポンプ場
完成期限	令和5年3月31日
工事概要	本工事は、神戸市水道局箕谷ポンプ場のポンプ井入水電動弁更新（関連工事）に伴う電気設備の更新を行うものである。更新に伴う必要な盤類の製作、納入・

	据付，配線作業及び試験調整等の全てを含むものである。
前払金	全体の請負金額の4割以内（中間前払いは2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可
施工実績	上水道施設において、入水制御設備（自社で製作した制御盤を用いたものに限る）の新設または更新において、平成18年度以降に元請として完成させた施工実績があること。ただし、補修工事又は現在施工中の工事に係るものを除く。また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。
その他	<p>(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(2) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(1)(2)(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和4年2月4日（金）～2月15日（火） ※紙書類の提出は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時 （郵送の場合は書留郵便のみ受付可。受付最終日の午後5時までに契約監理課必着。）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和4年2月16日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和4年2月17日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和4年2月18日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

- (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手	無
-----------------------------------	---

方との随意契約により締結する予定の有無	
---------------------	--

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見るすることができます。
-

選挙管理委員会

神戸市選告示第25号

神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年2月7日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田 嘉晃

神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

神戸市区選挙管理委員会規程（昭和51年8月選告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第20条 事務局に事務局長、担当部長（須磨区に限る。）及び担当課長、課に課長、係に係長その他の職員、<u>玉津支所</u>に所長及び副所長その他の職員を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる職には、それぞれ当該右欄に掲げる職にある者</p>	<p>(職員)</p> <p>第20条 事務局に事務局長、担当部長（須磨区に限る。）及び担当課長、課に課長、係に係長その他の職員、<u>西神中央出張所</u>に所長及び副所長その他の職員を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる職には、それぞれ当該右欄に掲げる職にある者</p>

をもって充てる。

[略]	[略]
玉津支 所長	西区役所玉津支所長
[略]	[略]
玉津支 所副所 長	西区役所玉津支所副所長
[略]	[略]
玉津支 所員	西区役所玉津支所員（市長が 指定した者に限る。）

4 [略]

(職務)

第21条 [略]

2 課長及び玉津支所長は、上司の命を受け、所掌する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 [略]

4 係長及び玉津支所副所長は、上司の命を受け、所掌する事務を主任し、所属職員を指揮監督する。

5 [略]

(専決)

をもって充てる。

[略]	[略]
西神中 央出張 所長	西区役所総務部西神中央出張 所長
[略]	[略]
西神中 央出張 所副所 長	西区役所総務部西神中央出張 所副所長
[略]	[略]
西神中 央出張 所員	西区役所総務部西神中央出張 所員（市長が指定した者に限 る。）

4 [略]

(職務)

第21条 [略]

2 課長及び西神中央出張所長は、上司の命を受け、所掌する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 [略]

4 係長及び西神中央出張所副所長は、上司の命を受け、所掌する事務を主任し、所属職員を指揮監督する。

5 [略]

(専決)

第22条 事務局長、担当部長、課長及び玉津支所長の専決事項は、区役所の例による。

別表（第19条関係）

組織	分掌事務
[略]	[略]
<u>玉津支所</u> (西区選挙管理委員会事務局に限る。)	選挙課の項、広報課の項、普及課の項及び管理課の項に規定する事務のうち、西区選挙管理委員会事務局長が定めるもの

第22条 事務局長、担当部長、課長及び西神中央出張所長の専決事項は、区役所の例による。

別表（第19条関係）

組織	分掌事務
[略]	[略]
<u>西神中央出張所</u> (西区選挙管理委員会事務局に限る。)	選挙課の項、広報課の項、普及課の項及び管理課の項に規定する事務のうち、西区選挙管理委員会事務局長が定めるもの

附 則

この規程は、令和4年2月11日から施行する。